

水道工事施工管理基準

西条市

令和5年4月

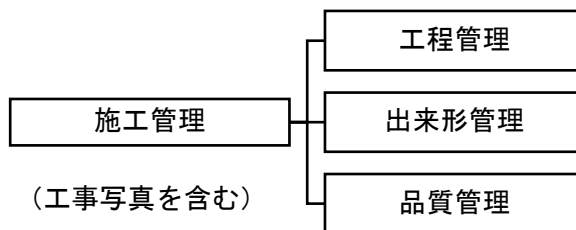
1. 目的

この基準は、水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、西条市発注の水道工事について適用し、この基準に定めのない項目は愛媛県土木施工管理基準に準拠するものとする。ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、別途協議するものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定め、施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果を都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により、工事写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じた方式〔ネットワーク方式（PERT）又はバーチャート方式など〕により作成した実施工程表により工程管理を行わなければならない。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理資料を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、すべて実施するものとする。

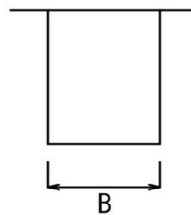
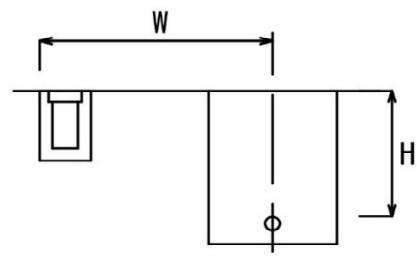
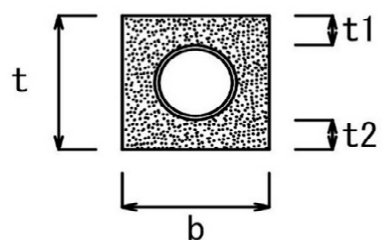
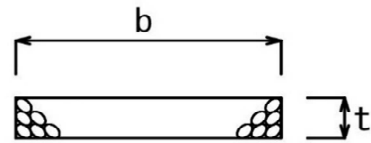
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は特記仕様書で指定する場合及び監督員が指示する場合に実施するものとする。

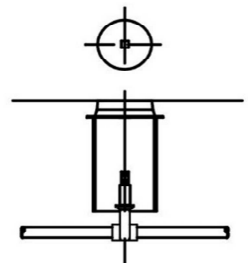
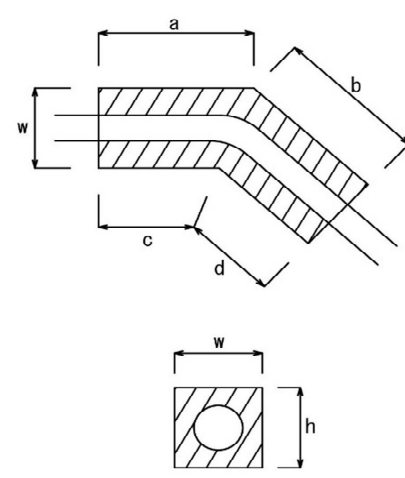

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。ただし、現地取り合わせ等設計段階で設計値の確定が困難なものについて、監督員が認めた場合はこの限りではない。

出来形管理基準及び規格値

(※規格値の単位はmm)

| 工種 | | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 適用 |
|----|------|------|---|---------|-------------------------|---|----|
| 1 | 掘削 | 幅 | B | -50 | 測点又は施工延長40mにつき 1ヶ所以上 |  | |
| 2 | 管の据付 | 占用位置 | W | ±30 | 測点又は施工延長40mにつき 1ヶ所以上 |  | |
| | | 土被り | H | ±30 | | | |
| 3 | 砂基礎 | 幅 | b | -50 | 測点又は施工延長40mにつき 1ヶ所以上 |  | |
| | | 厚さ | t | -30 | | | |
| | 碎石基礎 | 幅 | b | -50 | 測点又は施工延長40mにつき 1ヶ所以上 |  | |
| | | 厚さ | t | -30 | | | |

| 工種 | | 測定項目 | | 規格値(mm) | 測定基準 | 測定箇所 | 適用 |
|----|-----------|--------------|------|------------------|--------------------------------|---|----|
| 4 | 弁栓類・鉄蓋の据付 | 鉄蓋据付 | | 路面との段差がないこと | 実施箇所ごとに測定 |  | |
| | | 据付位置 | | スピンドルが中心となるように設置 | | | |
| 5 | 異形管防護工 | 幅 | w | -30 | 実施箇所ごとに測定 |  | |
| | | 高さ | h | -30 | | | |
| | | 辺長 | abcd | -30 | | | |
| 6 | 推進工 | 基準高 (管底高) | ▽ | ±50 | 20m毎に測定。なお、推進延長が20m以下の場合は両端で測定 |  | |

品質管理基準及び規格値

| 番号 | 工種 | 種別 | 試験項目 | 試験方法 | 品質規格値 | 試験基準 | 適用 |
|----|------|----|-----------------------|--|--|---|--|
| 1 | 水圧試験 | 施工 | 管路水圧試験 (0.75MPa仕様) | 管内に充水し1.00MPaの水圧を負荷し、24時間保持してこの間の圧力変化を測定 | 0.75MPa以上保持 | 管路施工完了時 | ・ 開始時、終了時に監督員の立会い ・ 記録用紙の提出 |
| | | 施工 | 管路水圧試験 (高圧仕様) | 管内に充水し所定の水圧を負荷し、一定時間保持してこの間の圧力変化を測定 | ・ 管路に漏水等異常が無く、急激な圧力降下が生じないこと ・ 監督員の指示する圧力以上保持 | 管路施工完了時 | ・ 開始時、終了時に監督員の立会い ・ 記録用紙の提出 ・ 試験方法は監督員の指示による |
| | | 施工 | 分水栓等せん孔前水圧試験 | 試験水圧0.75MPaで3分間保持してこの間の圧力変化を測定 | 0.75MPaを保持 | | |
| 2 | 管の接合 | 施工 | ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査 | 目視 ノギス等による計測 | ・ 各継手部所定の寸法を満たすこと ・ ボルトの締め付けトルクを満たすこと | 施工箇所毎 | チェックシートを使用 (ダクタイル鋳鉄協会参照) |
| | | 施工 | 配水用ポリエチレン管継手部接合検査 | 目視 | ・ インジケータの隆起を確認すること ・ コントローラーが正常に終了したことを確認すること ・ 規定の冷却時間を確保すること | 施工箇所毎 | チェックシートを使用 (配水用ポリエチレンパイプシステム協会参照) |
| 3 | 管の溶接 | 施工 | 放射線透過試験 | JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106 | ・ きずの分類においてJIS Z 3104及びJIS Z 3106の3類以上 ・ 内部へこみは、その部分の透過写真濃度がこれに接する母体部分の透過写真濃度を超えないこと (JIS Z 3050) ・ 溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さ当たり最大寸法の合計長さ12mm以下とする (JIS Z 3050) | 検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき900mm以下は1箇所、1000mm以上は2箇所 | |
| | | 施工 | 超音波探傷試験 | JIS Z 3060 | きずの分類においてJIS Z 3060の3類以上 | 検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき2箇所 検査長は30cm | |